

～公的年金からの特別徴収制度 Q & A～

Q1 現在住民税が年金から天引きされていますが、納付書での納付や口座振替に変更することはできますか？

A1 公的年金からの特別徴収制度は、地方税法で定められており、ご自身で納付方法を選択することはできません。

Q2 税額の通知は、いつ頃どのような形で届くのですか？

A2 税額の通知は、毎年6月中旬頃ご自宅にお送りしております。
この通知書には、1年間の税額、年金支払月に年金から引き落とされる税額、次年度の仮徴収金額、納付書で納めていただく税額等が記載されています。

Q3 市民税・府民税納税通知書に、「公的年金からの仮特別徴収税額」という項目がありますが、仮特別徴収とは何ですか？

A3 公的年金からの特別徴収制度では、特別徴収開始2年目以降の場合、年税額決定前の上半期(4・6・8月)に、前年度の公的年金等に係る年税額の2分の1の税額を年金から仮で引き落とし、年税額が決定した下半期(10・12・2月)で年税額との調整をはかっております。この上半期に年金から仮に住民税を引き落とすことを、仮特別徴収といいます。

また、仮特別徴収した税額が、年税額より多い場合は、公的年金からの特別徴収を中止し、納めすぎた税額が還付されます。

※平成28年9月までの仮特別徴収税額は、前年度の2月と同じ税額が上半期の4・6・8月に年金から仮で引き落としされていました。

Q4 日本年金機構から年金振込通知書が送られてきました。その中に「個人住民税額」という項目があるのですが、市民税・府民税とはまた違うのですか？

A4 個人住民税額は、市民税・府民税と同じものですが、年金振込通知書に記載されている個人住民税額は、市民税・府民税の年税額のうち、年金から特別徴収される税額になります。

Q5 日本年金機構からの年金振込通知と市からの通知書とで、住民税の額が違うのはなぜですか？

A5 公的年金の特別徴収(引き落とし)につきましては、泉南市と日本年金機構等の年金支払者との間のやりとりにより実施されておりますが、市が依頼をかけ、実際に年金支払者が引き落としをするまでに数ヶ月要します。

そのため、税額が変更となった場合などで、年金振込通知と市からの通知書に記載されている住民税額に違いがある場合がございますが、実際の住民税額は、市からお送りする通知書の方でご確認ください。

Q6 年金からの住民税の引き落としが止まって、普通徴収の納付書が届いたのですが、なぜですか？ また、普通徴収になったにも関わらず、年金からも住民税が引かれていたのですが、この場合二重になった税額分はどうなりますか。

A6 年金の支給停止、年金受給権への担保設定、介護保険料の年金からの天引き停止等が起きた場合には、住民税の特別徴収が中止となります。その場合、残税額について納付書を郵送しますので、金融機関の窓口等で納付書によりお納めください。

また、日本年金機構等の引き落とし停止処理が間に合わず、住民税が引き落とされてしまう場合があります。その場合、後日還付とさせていただきますので、ご了承ください。

※ 平成 28 年 9 月までは公的年金からの個人市・府民税の特別徴収については、対象者が他市町村に転出した場合や特別徴収税額に変更が生じた場合、特別徴収が停止となり、普通徴収(納付書による納付または口座振替)に切替わっていましたが、平成 28 年 10 月以降については、次の要件の下で特別徴収が継続されることとなりました。

(1) 1 月 2 日から 3 月 31 日までに転出した場合

転出した年度の本徴収および翌年度の仮徴収を継続し、翌年度の本徴収を停止します(翌年度 10 月より停止)。

(2) 4 月 1 日から 9 月 30 日までに転出した場合

転出した年度の仮徴収および本徴収を継続し、翌年度の仮徴収を停止します(翌年度 4 月より停止)。

(3) 10 月 1 日から 1 月 1 日までに転出した場合

転出した年度の本徴収を継続し、翌年度の仮徴収を停止(翌年度 4 月より停止)

Q8 去年は年金から住民税が引き落としされていたのですが、今年は納付書が届きました。なぜですか？

A8 概ね次の理由が考えられます。

① 年金特別徴収の対象者から外れた場合

年金の特別徴収は、下記の要件のすべてに該当する必要があるため、そのいずれかに異動があり、特別徴収の対象者から外れた場合が考えられます。

- ・課税年度の4月1日現在で65歳以上であること。
- ・課税年度に公的年金等に係る市・府民税が課税されていること。
- ・課税年度の1月1日以降、泉南市に居住していること
- ・老齢基礎年金等の年額が18万円以上であること
- ・年金額－[源泉徴収税額・介護保険料・国民健康保険料(税)または後期高齢者医療保険料]>公的年金等に係る市・府民税額

② 年金以外に所得がある場合

公的年金から引き落としされる住民税は、年税額のうち、公的年金等に係る税額部分のみです。そのため、年金以外の所得に対する税額分が納付書で届いたと考えられます。